

屋外広告物禁止地域の追加指定について(指定日:令和4年3月1日)

「戸田駅西口駅前広場」を禁止地域に追加指定し、良好な景観形成・維持に努めていきます。

1. 屋外広告物の禁止地域について

(1) 戸田市屋外広告物条例における禁止地域とは...

- ・良好な景観形成への配慮や風致の維持をする必要性が高い地域や場所など屋外広告物を出すことが好ましくない場所を「禁止地域」に指定し、一般広告物の掲出に制限をかけています。

(2) 市内の主な禁止地域

- ・都市計画法の規定による生産緑地地区、都市公園
- ・東京外環自動車道、首都高速道路及び東日本旅客鉄道の市内全区間

- ・駅前広場及びその周辺地域で、市長が指定する区域

新たに「戸田駅西口駅前広場」を追加指定しました。

追加後: 戸田公園駅西口駅前広場、北戸田駅東口駅前広場、
戸田駅西口駅前広場

2. 戸田駅西口周辺について

戸田駅西口周辺景観づくり推進地区

- ・戸田駅西口周辺は、景観づくり推進地区に指定しており、景観づくりの方針を定め、基準に適合するよう事業者様等には協力をいただいています。
- ・壁面広告や独立広告等の屋外広告物の他、建物内から屋外に向けた窓内広告物等についても基準を設け、規制しています。

3. 指定の効果について

- ・本市の顔ともいえる駅前広場という公共性の高い場所に対し、屋外広告物の更なる乱立を防ぎます。
- ・戸田駅西口周辺景観づくり推進地区の規制と合わせて、駅前広場の良好な景観を維持することができます。



赤線: 禁止地域としての指定地域範囲(都市計画決定範囲と同一)

【お問い合わせ先】
戸田市 都市整備部 都市計画課 都市景観担当
TEL: 048-441-1800(代)

